

三月定例議会

可決された主な議案

◎特別職の給料、報酬費用弁償等に関する条例の一部改正

村の特別職である村長、助役、収入役、教育長及び議員、そのほか農業委員、教育委員などの給料、報酬及び費用弁償等を定める条例が改正され、報酬等が引上げられました。

村長等三役、議員の改定額

Table with columns: 区分, 改定前, 改定後, 引改, 額率. Rows include 村長, 助役, 収入役, 議長, 副議長, 議員.

は別表のとおりですが、そのほかの非常勤特別職についても、これに準じて改定されましたが、日額報酬については現行どおりとしました。

◎村職員の勤務時間改正 四週五休制へ移行

人事院勧告によって実施を促がされていた、いわゆる「週休二日制」については、国家公務員が四月から実施されることに伴い、地方公務員もこれに準ずる措置をとったものです。

これによると、完全週休二日制ではなく、四週中、一土曜日について勤務を要しない(四週五休)とするもので、業務に支障を当えず交替で行なうという条件つきとされています。

◎廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

。し尿十八%、他廃棄物三三%

一般廃棄物手数料及び産業廃棄物処分費用等を改正するもので、その内容はし尿(一般)手数料は十八%につき五十五円を六十五円(十八%増)に、し尿を除く一般廃棄物及び産業廃棄物は、最大積載量の定めがない車両及び最大積載量一ト未満の車両一台につき六

◎工事請負変更契約の締結

下水道管渠工を延長

公共下水道の管渠布設工事(請負者藤田建設K.K.)について事業費の追加配分があったため、一七割(マンホールを含む)を延長、契約額四、〇七〇万円(当初三、五七〇万円)に変更契約するものでした。

◎55年度一般会計補正予算

。向陽高校建設費に六〇〇万円、焼山コミュニティ施設に一五〇万円

昭和五十五年一般会計補正予算の内容は、国・県支出金及び村債等歳入の不確実なものとの整理と、歳出では款内の流用等で実質的の増額はなく、現計総額から一五二万円減額され、予算規模は、一六億六、五二四万円となりました。

歳出における主なものとしては、県立向陽高校建設負担金六〇〇万円と、焼山地区コミュニティ事業(防犯灯、体力増進機、遊具等)補助金一五〇万円があります。

◎特別積立金の取崩し

。防除機購入に充当 農業共済事業における共同防除の充実を図るため、特別積立金から七百三十九

公民館長に山崎氏再任 社会教育委員長に坪谷氏



公民館長 山崎賢隆氏 小杉



社会教育委員長 坪谷孝司氏 木津

- 公民館長 山崎賢隆(再) 副館長はS56年5月31日任期満了。
公民館運営審議委員 委員長 小林一磨(新) 副委員長 佐藤広一(新) 委員 津島泰輔(新) 鈴木正紀(新) 佐久間順(再) 曾我広見(新) 渡辺一(新) 佐藤スイ(新) 武藤昭夫(再) 佐藤克己(新) 安彦龍一(新) 立川幸一(新) 宇野収(新) 田村治(再)

小・中学校教職員異動 中学校長に津島泰輔氏



横越中学校校長 津島泰輔氏 54才

- 横越分館長 羽田義次(新) 主事 増淵一平(再) 沢海分館長 高橋悦朗(新) 主事 窪田忠衛(新) 木津分館長 小野塚定雄(新) 主事 佐藤千代志(再)
小学校 転出及び退職者 (カッコ内は新任校) 委員長 伊藤威夫(再) 副委員長 曾我広見(新) 委員 山田正三(新) 串田要吉(新) 田村順三郎(新)
中学校 転出及び退職者 校長 加藤 文衛(退職) 平沢巖(新津市立総合教育センター) 立川 健(新津市第五中) 寺尾 禎子(新津市第五中)
(転入) 校長 津島 泰輔(北浦中条町本条小学校) 南波康二(北浦中条町青少年自然の家)

福祉相談 電話開設

社会福祉についての相談を気軽に話しかけてください。 新津局(〇五〇) 四一八二八二

村税条例(個人)非課税の限度額拡大等々

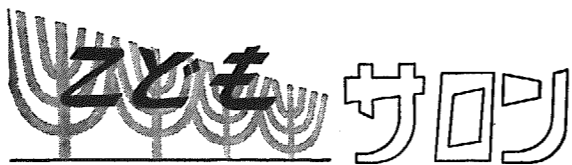
地方税法の一部を改正する法律が、さる三月二十七日参議院で可決、同日三十一日公布されたことに伴ない、村では村条例の一部を専断処分によって改正し、四月一日から適用することとしました。改正のあらましは、次のとおりです。

◎個人住民税

(1)低所得者層の税負担の実状にかんがみ、昭和五十六年度限りの措置として、所得の金額が本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計額を二十七万円に乘じて得た金額以下の者について、住民税所得割を非課税とする。
(注)以上の措置により夫婦子供二人の給与所得者の住民税所得割の非課税限度額を一七五万七千円(現行の課税最低限一五八万四千円)とする
(2)住民税個人均等割のみを課すべき者に係る均等割の非課税基準の基礎となる金額を二十三万円(現行二十二万円)に引き上げる。
(3)年令七十歳以上の老人配偶者に係る住民税の配偶者控除を二十三万円(現行二十二万円)に引き上げる。
◎法人住民税
(1)住民税法人均等割の税率適用の区分を資本の金額又は出資金額に資本積立金額を加

◎不動産取得税

(1)標準税率を百分の四(現行百分の三)に引き上げる。この場合において、住宅及び一定の住宅用土地の取得に係る標準税率については、五年間に限り現行税率を据え置く。
◎固定資産税
(1)新築住宅に係る固定資産税の減額措置の床面積要件を四〇平方メートル(戸建以外の方家住宅にあっては三〇平方メートル)以上一六五平方メートル以下に改め一〇〇平方メートルまでを減額対象とする。
◎軽自動車税
課税事務の簡素合理化を図るため、月割課税制度を廃止する。



二の一 羽賀時子

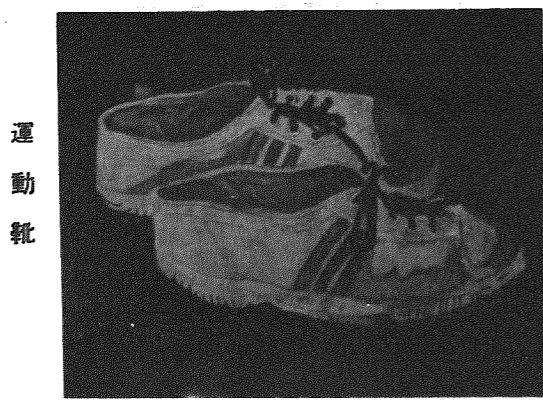
運動靴

暗いバックの中に白い運動靴がくっきり浮いてみえます。

靴の大きな形やひも等、鋭く見つめ、しっかり描いています。

ズックのやわらかい質感も感じられる良い作品です。

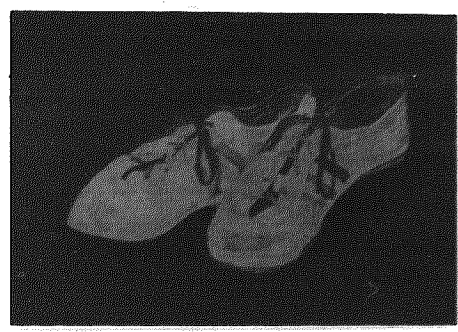
(横中教諭 神田節子)



運動靴

画面中央に大きく描かれた運動靴。毎日着られた靴を温かい目で大らかに描いています。形のゆがみが少しありますが暗いバックの中にとりしりした存在感が感じられます。

(横中教諭 神田節子)



二の二 市村 巖